



市 章

大津市公報

令 和 7 年 4 月 1 日
号 外 （第 20 号）発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

- 告 示
- 102 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定について…………… 1
- 103 平成30年告示第57号（大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例に基づく抑制区域の指定について）の一部改正…………… 1

告 示

大津市告示第102号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することとしたので、同法第10条第4項及び第26条第4項の規定により告示する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域 次の図のとおり
- 2 指定する年月日 令和7年4月1日

「次の図」は省略し、その図面を大津市役所都市計画部開発調整課に備え置いて縦覧に供する。

大津市告示第103号

平成30年告示第57号（大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例に基づく抑制区域の指定について）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

抑制区域を次のように改める。

（「次のように」は省略し、改正後の抑制区域を表示する図面を大津市役所都市計画部開発調整課に備え置いて縦覧に供する。）